

防府市地域学校協働活動推進員設置要綱

令和3年2月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に基づき、防府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する防府市地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置及び定数)

第3条 教育委員会は、防府市各公民館及び防府市野島漁村センターに推進員を1人置くことができる。

(委嘱)

第4条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(任期等)

第5条 推進員の任期は、委嘱の日が属する年度の末日までとする。
ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号いずれかに該当する場合又は特別な理由があるときは、委嘱期間満了の前であっても、推進員を解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため活動遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 推進員としてふさわしくない行為があった場合

(職務)

第6条 推進員の職務は、次の各号とする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連絡調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動
(推進員会議)

第7条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員会議を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。
(服務)

第8条 推進員は、次に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 職務を遂行するに当たって法令及びこの要綱に従わなければならない。
- (2) 推進員の信用を傷つけ、又は推進員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用してはならない。
(守秘義務)

第9条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 推進員会議の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。